

4.8 構造物の影響

4.8.1 日照阻害

4.8 構造物の影響

4.8.1 日照障害

計画地周辺の日照障害の状況等を調査し、計画建築物の建設による日影が周辺の住環境に及ぼす影響について、予測及び評価を行った。

(1) 現況調査

ア. 調査項目

本計画による日影が、周辺の住環境に及ぼす影響について予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 日照障害の状況
- (イ) 地形の状況
- (ウ) 既存建築物の状況
- (エ) 土地利用の状況
- (オ) 関係法令等による基準等

イ. 調査地域

(ア) 日照障害の状況

計画地及びその周辺とした。

(イ) 地形の状況

計画地及びその周辺とした。

(ウ) 既存建築物の状況

計画地周辺とした。

(エ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺とした。

ウ. 調査方法等

(ア) 調査期間

a. 既存建築物の状況

令和5年1月12日(木)

(イ) 調査方法

a. 日照障害の状況

次の既存資料の収集・整理により、計画地周辺の日照障害の影響に配慮すべき施設等の状況を把握した。

- ・「ガイドマップかわさき バリアフリーマップ」（令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ）
- ・「学校教育・学校施設」（令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ）
- ・「病院・診察所名簿」（令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ）
- ・「認可保育所一覧」（令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ）
- ・「幼稚園・認定こども園一覧」（令和 7 年 10 月閲覧 川崎市ホームページ）
- ・「川崎区マップ」（令和 7 年 3 月 川崎市川崎区役所地域振興課）
- ・「さいわいガイドマップ」（令和 7 年 3 月 川崎市幸区役所）

b. 地形の状況

次の既存資料の収集・整理により、計画地周辺の地形の状況を把握した。

- ・「地理院地図 地形分類（自然地形）」（国土地理院ホームページ）等

c. 既存建築物の状況

現地踏査により、計画地周辺の既存建築物の状況を把握した。

d. 土地利用の状況

次の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握した。

- ・「神奈川県土地利用現況図」（平成 31 年 神奈川県県土整備局都市部都市計画課）等

e. 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号）
- ・川崎市建築基準条例（昭和 35 年 9 月 9 日 条例第 20 号）
- ・地域環境管理計画（令和 3 年 3 月改定 川崎市）

エ. 調査結果

(7) 日照障害の状況

計画地は、現在駐車場等である。

また、計画地周辺の日照障害の影響に特に配慮すべき施設は、「第 2 章 2.1.8 (1) 公共施設等」（p. 77～79 参照）に示すとおり、計画地の東側約 120m にまなびの森川崎もりのこ保育園、北側約 210m にゲートタワーローズ保育園、北側約 230m に社会医療法人財団石心会川崎幸病院、東北東約 240m に太田総合病院がある。

(イ) 地形の状況

計画地は沖積平野地域に位置し、計画地の標高は T. P. +1. 5m 程度の平坦地である。

「地理院地図 地形分類（自然地形）」（令和 7 年 10 月閲覧 国土地理院ホームページ）によると、計画地は、旧河道に属し、計画地周辺は、主に氾濫平野、砂州・砂丘及び自然堤防等となっている。また、「土地分類基本調査図（表層地質図）横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（平成 3 年 3 月 神奈川県）によると、計画地及び計画地周辺は、沖積層となっている。

(ロ) 既存建築物の状況

計画地周辺の建築物の状況は、「第 4 章 4. 7 (1) エ. (ア) 地域景観の特性」（p. 266 参照）に示すとおりである。

(ハ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第 2 章 2. 1. 6 土地利用状況」（p. 63～66 参照）に示すとおりである。

計画地の用途地域は、商業地域に指定されている。計画地周辺の用途地域は、計画地の北、東、南側の地域は商業地域、北東側は近隣商業地域、西側は工業地域、準工業地域に指定されている地域がある。

計画地周辺の土地利用現況については、計画地北側、南側、東側は集合住宅用地及び併用集合住宅用地、西側は集合住宅用地が主体の土地利用となっている。また、計画地南西約 120m には障害者支援施設川崎ラシクル、計画地南側約 300m には川崎市立川崎小学校があり、文教・厚生用地としても利用されている。

(ニ) 関係法令等による基準等

a. 建築基準法、川崎市建築基準条例

建築基準法及び川崎市建築基準条例では、表 4. 8. 1-1 に示すとおり、都市計画法の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

計画地は商業地域であり、日影規制の対象外である。

また、計画地の西側の準工業地域は日影規制の対象となっている。北東側の近隣商業地域は、容積率が 400% の区域であるため、日影規制の対象外である。

表 4.8.1-1 川崎市建築基準条例に基づく日影規制の内容

対象区域	制限される建築物	規制される日影時間		測定水平面の高さ(平均地盤面からの高さ)
		規制される範囲(計画地敷地境界線からの水平距離)		
		5mを超え 10m以内	10mを超える	
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7mを超えるかまたは地上3階以上の建築物	3時間以上	2時間以上	1.5m
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	東横線以西 高さが10mを超える建築物	3時間以上	2時間以上	4m
	東横線以东 高さが10mを超える建築物	4時間以上	2.5時間以上	4m
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	東横線以西 高さが10mを超える建築物	4時間以上	2.5時間以上	4m
	東横線以东 高さが10mを超える建築物	5時間以上	3時間以上	4m
近隣商業地域で容積率200%の区域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	5時間以上	3時間以上	4m

注) 網掛けは計画地周辺に適用される規制を示す。

資料: 「用途地域による主な制限(斜線・日影)」(令和7年10月閲覧 川崎市ホームページ)

b. 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考として、「住環境に著しい影響を与えないこと。」と設定した。

(3) 予測、環境保全のための措置及び評価

ア. 予測

(7) 予測項目

計画建築物による日影が周辺の住環境に及ぼす影響を把握するため、以下に示す項目について予測した。

- ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

(イ) 予測方法等

a. 予測地域

計画建築物の建設により、日影の影響が生じると考えられる計画地周辺とした。

b. 予測時期・予測季節

計画建築物建設後の冬至日とした。

c. 予測条件・予測方法

(a) 予測条件の整理

計画建築物は、「第 1 章 1.4.4 (1) 計画概要」(p. 11~26 参照)に示すとおりである。

(b) 予測方法

表 4.8.1-2 に示す条件にて時刻別日影図及び日影規制状況図を作成する方法とした。なお、太陽方位、影の倍率については、計画地の緯度・経度における値を用いた。

表 4.8.1-2 日影図作成条件

- | | | |
|----|---------------------------|---|
| 1. | 時 期 | : 冬至日 |
| 2. | 時 間 種 別 | : 真太陽時 ^{注)} |
| 3. | 時 間 帯 | : 真太陽時の 8 時から 16 時 (8 時間) |
| 4. | 測 定 面 | : 平均地盤面 + 4m (日影規制状況図)
平均地盤面 ± 0m (時刻別日影図及び等時間日影図) |
| 5. | 計画建築物以外の既存建築物や塀等による日影は除く。 | |

注) 真太陽時: ある場所において太陽が真南 (南中) にあるとき、その場所の正午として時刻設定したもの。経度により日本標準時との差が生じる。

(ウ) 予測結果

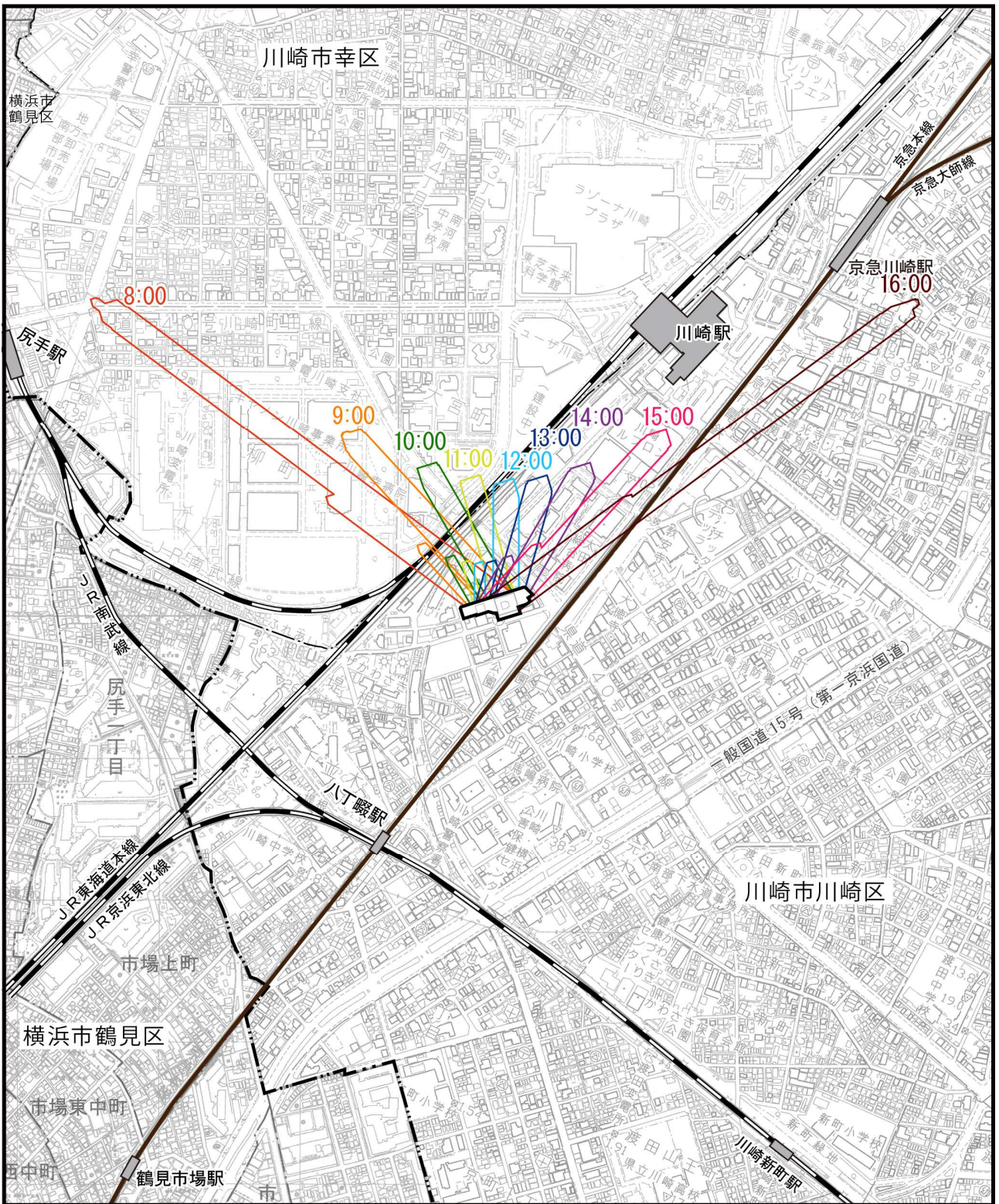
冬至日における平均地盤面±0mにおける時刻別日影図は図 4.8.1-1 に、等時間日影図は図 4.8.1-2 に示すとおりである。

冬至日において日影が生じる住宅等の日影時間別の建物棟数は、表 4.8.1-3 に示すとおりである。日影が生じる地域には、日影の影響を受ける特に配慮すべき施設が 19 棟あり、日影時間 1 時間以上 2 時間未満が 13 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上 4 時間未満が 1 棟、4 時間以上 5 時間未満が 0 棟、5 時間以上が 2 棟と予測する。

また、準工業地域に適用される測定水平面（冬至日の平均地盤面+4m での 3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、図 4.8.1-3 に示すとおりである。3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、日影規制の対象となっている準工業地域にはかからず、川崎市建築基準条例で定められた規制時間を超える日影時間が及ぶことはないと予測する。

表 4.8.1-3 日影の影響を受ける建物棟数（冬至日、平均地盤面レベル±0m）

日影時間区分	日陰の影響を受ける住宅等 (棟)	日影の影響を受ける特に配慮すべき施設
1 時間以上 2 時間未満	13	・住宅等 10 棟 ・社会医療法人財団石心会川崎幸病院 ・太田総合病院 ・ゲートタワーローズ保育園
2 時間以上 3 時間未満	3	・住宅等 3 棟
3 時間以上 4 時間未満	1	・住宅等 1 棟
4 時間以上 5 時間未満	0	-
5 時間以上	2	・住宅等 2 棟
合 計	19	-



凡例

- | | |
|--|-----------|
| | 8:00の日影線 |
| | 9:00の日影線 |
| | 10:00の日影線 |
| | 11:00の日影線 |
| | 12:00の日影線 |
| | 13:00の日影線 |
| | 14:00の日影線 |
| | 15:00の日影線 |
| | 16:00の日影線 |
| | 計画地 |
| | 市界 |
| | 区界 |
| | JR |
| | 京浜急行 |
| | 駅 |

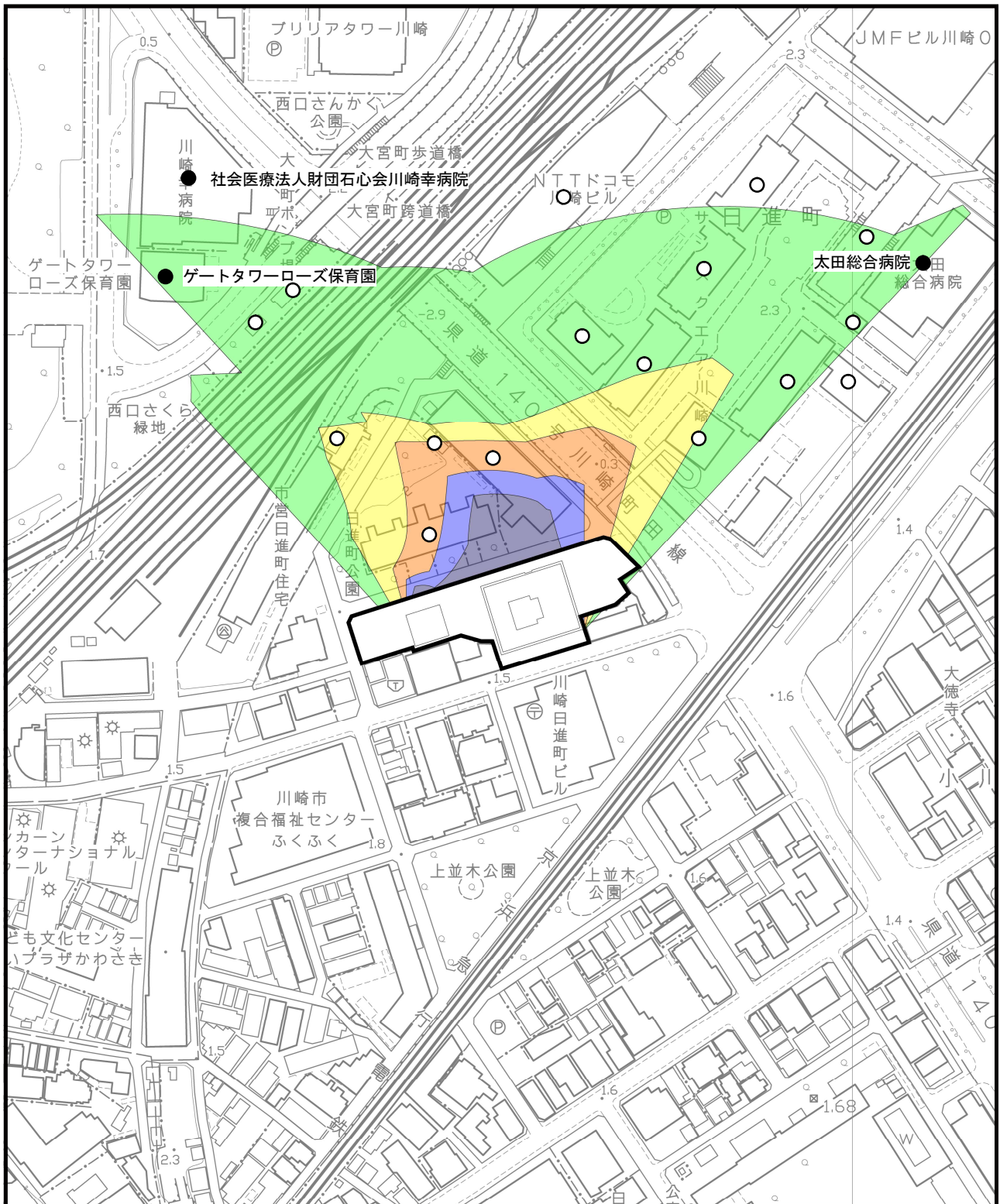


Scale 1:10,000



図 4.8.1-1 時刻別日影図

注) 日影条件：冬至日、真太陽時、平均地盤面±0m



凡例



計画地



日影の影響を受ける
特に配慮すべき施設



日影の影響を受ける
住宅等

日影時間



1時間以上2時間未満



2時間以上3時間未満



3時間以上4時間未満



4時間以上5時間未満



5時間以上

注) 日影条件：冬至日、真太陽時、平均地盤面±0m



Scale 1:2,500



図 4.8.1-2 等時間日影図



- 用途地域
- 市街化調整区域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域

- 凡例
- 計画地
 - 区界
 - 敷地境界からの水平距離 (規制される範囲)
 - 日影時間
 - 3時間以上5時間未満
 - 5時間以上

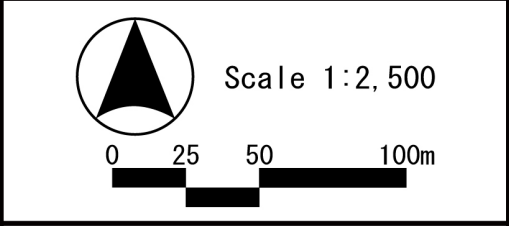


図 4.8.1-3 建築基準法に基づく等時間日影図と日影規制状況

注) 日影条件: 冬至日、真太陽時、平均地盤面+4m

イ. 環境保全のための措置

本計画では、計画建築物の存在による日影への影響を低減するために、次のような措置を講ずる計画である。

- ・日影の影響を受ける範囲を低減するため、計画地敷地境界からの離隔を確保した建物の配置、形状とする等、建物計画に配慮する。

ウ. 評価

冬至日における平均地盤面±0m の等時間日影図によると、冬至日において計画建築物の存在によって日影が生じる地域には、日影の影響を受ける特に配慮すべき施設が 19 棟あり、日影時間 1 時間以上 2 時間未満が 13 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上 4 時間未満が 1 棟、4 時間以上 5 時間未満が 0 棟、5 時間以上が 2 棟と予測する。

準工業地域に適用される測定水平面（冬至日）の平均地盤面+4m での 3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、図 4.8.1-2（p.298 参照）に示すとおりである。3 時間以上 5 時間未満及び 5 時間以上の等時間日影線は、日影規制の対象となっている準工業地域にはかかわらず、川崎市建築基準条例で定められた規制時間を超える日影時間が及ぶことはないと予測する。

さらに、日影の影響を受ける範囲を低減するため、計画地敷地境界からの離隔を確保した建物の配置、形状とする等、建物計画に配慮する。

以上のことから、周辺の住環境に著しい影響を与えないものと評価する。